

○ 伊丹市行財政審議会規則

最終改正 平成26年11月4日規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年伊丹市条例第44号）第2条の規定に基づき、伊丹市行財政審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員14人以内で組織する。

- 2 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱し、または任命する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 市民
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、諮問に係る審議が終了するまでとする。

(専門委員)

第4条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を行う。

4 会長および副会長がともに事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を行う。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

- 3 専門部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該専門部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該専門部会に属する委員および専門委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第8条 審議会は、諮問された事項および関連する事項について必要があると認めるとときは、関係者の出席を求め、説明または意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、諮問した事項に応じ、総合政策部政策室、総合政策部政策室施設マネジメント課または財政基盤部財政企画室経営企画課において処理する。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、審議会が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から招集する。
- 2 この規則の施行後、最初に招集する審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則 (平成26年11月4日規則第53号)

この規則は、平成26年11月4日から施行する。

※一部改正付則改正履歴省略